



# 住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- イ. 第 41 条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - a. 新築されたもの
      - b. 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - c. 新築されたもの
      - d. 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - e. 新築されたもの
      - f. 建築後使用されたことのないもの
  - ロ. 第 42 条第 1 項・・・建築後使用されたことのあるもの
    - (a) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記家屋  $\left( \begin{array}{c} \text{平成} \\ \text{令和} \end{array} \right.$  年 月 日  $\left. \begin{array}{c} \text{ハ. 新築} \\ \text{ニ. 取得} \end{array} \right)$  がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

家屋所在地	浦添市
家屋番号	
申請者の住所	
申請者の氏名	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	1. 売買 2. 競落

令和 年 月 日

浦添市長 松本 哲治